特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援 施設等への入所等の措置、費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収に する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、費用の徴収
③システムの名称	1 総合福祉システム2 団体内統合宛名システム3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
障害者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。 第9条第1項 別表の21の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第12条
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表の20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第11条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	墨田区福祉部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6164
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ
連絡先	墨田区福祉部障害者福祉課障害者相談係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6165
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1,000人未満(任意実施)] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上						
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満						
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点						
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし						

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関については、 ³] それぞれ重点項	頁目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価語 2) 基礎項目評価語 3) 基礎項目評価語 頁目評価書において	書及び: 書及び:	全項目評価書	
			NT 14 1 7 7 4 7A				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	-クシステムを	通じた人手を除っ	ζ.,)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				0]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[:	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供>	ネットワークシ ス	ステムを通じた提供	を除く。)	0]]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г	:]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接線	しない(入手)	[]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			

7. 特定個人情報の保管・消去								
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. J	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	基本的には申請者からマイナンバーの提供を受けている。マイナンバーの提供を受けられない場合は、申請者の同意のうえ住基ネットで照会している。なお住基ネットを利用するには各個人がパスワードと 静脈認証を登録し責任の所在を明確にしている。						

9. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている] 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 								
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている							
判断の根拠	住基ネットを利用するには各個ノ	人がパスワードと静脈認証を登録し責任の所在を明確にしている。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	対象人数 いつの時点の計数	2017/6/2	2018/5/31	事後	
平成30年5月31日	か 取扱者数 いつの時点の計数	2017/6/2	2018/5/31	事後	
令和1年6月18日	か 対象人数 いつの時点の計数		令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	か 取扱者数 いつの時点の計数		令和元年5月31日 時点	事後	
	<u>か</u> Ⅳ リスク対策	一次50千0月01日 時無	項目追加	 事後	様式変更による
		番号法第9条第1項 別表第一の8の項、12の	・行政手続における特定の個人を識別するた		1米以及史による
令和1年12月13日	令上の根拠	項、34の項、47の項、84の項	めの番号の利用等に関する法律(以下「番号 【情報照会】	事後 	
令和1年12月13日	┃ ┃ −8 特定個人情報ファイ	情報照会 法別表第二の20の項 墨田区総務部総務課文書管理係	·番号法第19条第7号 別表第二の20の項 墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係	事後	
令和1年12月13日	ルの取扱いに関する問合せ対象人数 いつの時点の計数	〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番		事後	
令和1年12月13日	か	令和元年5月31日 時点	令和元年11月30日 時点	事後	
令和1年12月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和元年11月30日 時点	事後	
令和1年12月13日	II しきい値判断項目 3. 重 大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生に伴うものであ
令和2年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重 大事故	1)発生あり	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生から1年以上が経
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数か	令和元年11月30日 時点	令和3年5月13日 時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年11月30日 時点	令和3年5月13日 時点	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつの時点の計数	令和3年5月13日 時点	令和4年5月19日 時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数	令和3年5月13日 時点	令和4年5月19日 時点	事後	
令和4年6月16日	I −4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第2の20の項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2の20の項	事後	
令和4年6月16日		〇自己点検	〇自己点検 〇内部監査	事後	令和3年度にICT推進担当に よる内部監査を行ったため
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数	令和4年5月19日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	C OF THE ME C 1 STOTE OF
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数	令和4年5月19日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和5年6月26日	I -8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係	墨田区福祉保健部障害者福祉課相談係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和5年6月26日	IV − 4特定個人情報ファイル の取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	委託していないため
令和6年8月26日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和6年8月26日		【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2の20の項	【情報照会】	事後	
令和6年8月26日	対象人数 いつの時点の計数	令和5年5月31日 時点	令和6年5月31日 時点	事後	
令和6年8月26日	取扱者数 いつの時点の計数	今和5年5月31日 時点	令和6年5月31日 時点	 事後	
令和7年6月27日	対象人数 いつの時点の計数		令和7年6月2日 時点	 事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつの時点の計数		令和7年6月2日 時点	 事後	
令和7年6月27日	ル 8.人手を介在させる作業	新設	判断の根拠記入	事後	
令和7年6月27日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策	新設	選択肢〈3〉を選択し、理由を記入	事後	